

令和5年（行コ）第132号

種子法廃止違憲確認等控訴事件

控訴人 青木良子 外

被控訴人 国

意見陳述書

2024（令和6）年10月1日

東京高等裁判所第24民事部 御中

控訴人（一審原告） 菊地 富夫

第1 はじめに

1 控訴人（一審原告）の菊地富夫です。

私は、山形県西置賜郡白鷹町で種子農家を営んでいます。農業専門学校を卒業後、20歳から父のもとで種子農業を手伝い、その後、1976年に跡を継いで種子農家の経営を始め、その後現在まで45年以上、経営を続けています。

私の地域は、種子法ができたときに真っ先に種子組合が作られました。そして私の父の代の66年前、農地について山形県から採種ほ場（圃場）として指定されました。これは、1952年に制定された種子法3条に基づく指定でした。

その後、私が45年ほど前に後を継ぎ、いまは息子（三男）も一緒に仕事をしています。

2 現在、町内に水稻種子圃場を6ヘクタールほど所有しています。また、牛の餌米用の農地として約2ヘクタールを所有しています。ほ場の管理は、主に私と

三男、雇っている数名のアルバイトで行っています。

これまで、都道府県は指定（ほ場指定）に際し、それぞれの生産計画（種子計画）を定め、農林水産大臣に提出し、その後農林水産省生産局長から指定種子生産圃場の面積に関する指示を受けたうえで指定を行っています。

山形県は稲のほ場として、私の所有しているほ場を含め合計10か所を圃場と指定しています。その合計面積は520ヘクタール程度になります。

私のほ場では、山形県の奨励品種である「はえぬき」と「つや姫」の種を育てています。毎年、産米改良協会を通じて山形県から原種を購入し、原種から私のほ場で田植えをし、種を生産していきます。

第2 一審判決について

- 1 地方裁判所の判決（一審判決）では、種子農家である私について、私が、自分の所有するほ場について、種子法3条の指定種子生産ほ場として山形県によって指定される地位にあることの確認の利益があること、つまり、種子法廃止により、私に「現実かつ具体的な危険又は不安が認められる」と認定されました。

ただ、私や他の原告さんの「食料への権利」については一切認められず、結局、私の請求は棄却されました。

- 2 私がこの裁判の原告になった理由の一つに、「この国では農業がないがしろにされているのではないか」という思いがありました。

平成29年4月に国会で種子法廃止が決まった時、自分の仕事を否定された気がしました。

種子法は、「国が農業をどう思っているのか」を表す象徴のようなものと思います。農作物の源である種を、国や都道府県がしっかりと守るべきです。日本は食料自給率が低いですが、それでもまだ、主食であるコメや大豆は国が守るんだという姿勢を表していたのが、この種子法ではないでしょうか。この法律を捨ててしまったことの意味はとて大きいと思います。

農業は多面的な意義を持つものです。それを経済効率性だけで考える国の姿勢からは、将来どうするつもりかは見えません。いま、どんどんと大規模農家や法人格を持つ農家にしか補助金が出ない仕組みとなっていて、小さい農家は生き延びられなくなっています。

しかし、農家が滅びれば地域の文化や資源も失われるのです。

- 3 私の親父がよく言っていたのは、自分たちが作った500倍ほどの量のコメができるのだから、万が一おかしなものが混ざったら売った種子の500倍の責任が発生するぞ、ということでした。つまり、「絶対に大きな間違いがあってはならない」と教わったのです。私はこの考えで、厳格に生産を続けてきました。

少し前まで農家は自分たちで種子を取っていましたが、冷害や不作の年には自家種子ができないので種子の需要が高まりました。そういう年にこそ、きちんと安定的に種子をつくるのが、種子農家にとって自信となり、誇りなのです。大変な時期に種子を提供して農家の方たちに喜ばれるという経験を何度もしてきました。

こうした仕事への誇りや、農家や消費者の人たちのために種を作り続けること、そして、そのために国や県が補償を続けること、これが私たち種子農家にとっての「食料への権利」なのだと思います。

第3 種子法に基づいたほ場審査・生産物審査の意義について

- 1 種子法にはほ場審査、生産物審査に関する規定が定められていました。

種子法に基づくほ場審査、生産物審査は、良好な種を生産し、農家に提供すること、そして消費者に良好な農作物が提供されるために必要なことです。この審査を続けることが、「食料への権利」の保障の一つと考えます。そこで今回、この審査を行う意義などについて補充して述べます。

- 2 県によるほ場審査では、伝染病の有無や生育に不備がないことが厳格に検査

されます。仮に問題があった場合、のちの生産物（種もみ）が確実に不良品となってしまうので、水田の段階で失格となります。

また、生産物審査は、発芽試験、品質検査を行います。合格すれば生産物審査証明書が交付されますが、品質検査で不適合となった場合、稲の種子として販売することが事実上できなくなります。

仮に、一軒の種農家が不純な種もみを生産した場合、種もみが地域で一つにまとめられた際、他の種もみと混ざって、全体に影響を与えてしまいます。つまり、その地域の種子全てが不純となりかねません。

ですから、ほ場審査・生産物審査は厳格に行う必要があります。これらの審査を経ず、生産を続けることはできないと思います。

3 ほ場審査・生産物審査に合格するため、私たち種子農家で作っている組合（白鷹町種子生産物組合）は、審査先立ち、事前に何度も相互に監視します。地域の種子農家たちは審査が近づくころ、朝5時過ぎから田んぼに出て、腰を低くかがめて異株がないかを何日もかけて確認します。種子組合のセンターでは、品種の違う種もみを集めるごとに、3日間かけて機械を徹底的に掃除します。それくらい丁寧な作業が必要なのです。

4 昨年、三井化学アグロ社の生産した「みつひかり」の種に異品種を混入させたり発芽率を偽ったりして販売したことが明らかになりました。

種生産において、異品種が混入したり、発芽率が悪くなることも数年に一度はあります。ただ、そのような事態を事前に防いだり、被害の拡大を防ぐため、先ほど述べたように、ほ場審査等が厳格に行われているのです。「みつひかり」は何年も不純な種が生産され続け、それを販売していたということですが、種子法に基づく種生産の仕組みからはおこり得ないことです。

また、私たちの作る種が不純であった場合、県の産米改良協会が補償します。産米改良協会は、県の外郭団体で、種子法に基づき、主要農作物の優良種子の確保及び供給を行い品質改善と生産力増強を目的とする協会です。協会は、種子

から生産されたコメが不純であるとして価格が下落した場合、その下落分を価格補償するなどの措置を取ります。これは産米改良協会が毎年積み立てしているお金から支払われます。

今回の「みつひかり」不正問題では、種を購入した農家への補償はなされていないと聞いていますが、許されないことです。

第4 種の価格について

1 私たちの生産する種(種もみ)の価格が決定される過程についても述べます。種の価格が安定的であることは、私たち種子農家にとっても、そして一般の生産農家にとっても大事なことです。そのため、補充して述べるものです。

2 種(種もみ)の価格は、生産されるコメの価格に連動して決定されます。コメの値段が1キロ200円(玄米)として、種(種もみ)の価格は、その価格に加え、種子生産特有の労働分を加味して決定しています。県の産米改良協会と私たち種子農家で作る組合(県に4組合あります)が協議し、そのうえで農協での生産農家の方の意見なども入れて決定されます。

私たちがしっかりと手間暇をかけて生産できるように安定した価格が保障される必要があり、県の産米改良協会はそれらの点を加味してもらっていると思います。

3 種(種もみ)の値段は高ければ生産農家に影響が出るし、低ければ私たち種子農家の経営に影響があります。そしてどちらかに悪影響があれば、最終的にコメを買う消費者に影響が出てしまいます。

市場原理のみに影響されず、決定される必要があると考えています。

第5 最後に

1 私たち種子農家はこれまで、他の農家と比べ、手間暇かけて種子を生産してきました。そして、価格については、生産員の必要経費を考慮して県産業改良協

会が種の安定した価格を決定していました。だからこそ、安全良好な種子の生産のため、ほ場を守ることができました。

2 主要農作物種子法の目的は、第1条に「優良な種子の生産及び普及を促進するため」とありますが、その目指すところは、種子を農家に安価に安定的に供給することによって、農作物の安定生産を続けることです。それによって国民への食料の安定供給がなせると思います。そして米はその見本です。

3 今回のコロナ禍で明らかになったことがあります。食料をはじめ、暮らしに必要なものは、国内自給でなければ国民は安心できないということです。

現在は食料自給率38%とはいえ、主食である米を自給しています。種子法の廃止により、種子の生産が公的機関によるものではなく、グローバル企業などの手に委ねられれば、穀物の輸入制限がなくとも、種の禁輸だけで国難となりかねません。

また、わが国の農業は高齢化しているといわれています。国が農家を守らなくなれば、食料の安定供給は到底無理な話になります。

種子法は、私を含め種子農家の生産の安定を支え、結果として農家の生活と、主食である米の安定供給を支えてきました。この種子法を廃止したことは、種子法の主旨に則り真摯に種子栽培に取り組んできた私たち種子農家の誠意に背くものであり、農家の生活と国民の命を軽んじるものと言えます。

そして、それはこの国の憲法が保障する人権を侵害するものと私は考えます。

この裁判が結審となります。憲法に沿った公正な判断をお願いします。

以上

令和5年（行コ）第132号
種子法廃止違憲確認等控訴事件
控訴人 青木良子 外
被控訴人 国

意見陳述書

2024（令和6）年10月1日

東京高等裁判所第24民事部 御中

山田 正彦

第1 これまでのいきさつ

1. 私の生いたち

私は1942年長崎県五島で農家の長男として生まれました。当時は農薬も化学肥料もなかったし、殆どの農家はコメ麦大豆からあらゆる種子の自家採種をしていました。中学に入った頃に初めてDDTなどの農薬「硫安」と称して化学肥料が使われたのです。

私は30代の始めに農水省の制度資金を利用して牧場を開き、牛400頭、豚2000匹を飼っていました。うまくいかず肉屋や県庁前で牛井屋まで開きましたが、経営に失敗して当時4億円という莫大な借金を抱えました。幸い私は1967年に司法試験に合格していましたので弁護士を開業、何とか債務の整理に当たっていましたが、日本の農政が間違っているとの思いが捨てきらず、全く政治経験もないのに、いきなり衆議院選挙に挑み3度失敗して4度目に当選、2010年には農水大臣を務めました。途中TPP協定の加盟交渉が閣議で提案され閣議で猛反対、大臣を辞めて今日までTPP反対運動を続けています。

2. 私がTPP差し止め違憲訴訟を思い立ったいきさつ

私がTPP協定で最も気になったのはISD条項（投資家対国家紛争解決条項）でした。投資家（殆どが多国籍企業ですが）が投資の利益を守るために投資している国を相手に損害賠償を求めて、ワシントンにある世界銀行の投資紛争解決国際センターに仲裁を申し立てて解決するものです。

仲裁人は多国籍企業の代理人弁護士から選ばれた3人で、非公開で上訴制度はなく、1回限りの決定で解決される仕組みになっています。問題なのはその国の最高裁判所の決定よりも仲裁判断の効力が優位にあるとされていたことでした。

ドイツのメルケル首相は日本の福島原発事故を見て、直ちに17基の原子力発電所を止めて廃炉にしましたが、スウェーデンの大手電力会社 バッテンフォール社から40億ドル（4000億円）の損害賠償を求められたことがありました。カナダも米国の製薬会社から訴えられ、韓国では米国の金融会社から訴えられるなどのことが次々に生じていました。

私はTPP協定が締結されるとISD条項で日本政府も多国籍企業から訴えられることになり独立国ではなくなると心配したのです。

このままでは人権の最後の砦である日本国憲法76条で保障された司法権の独立が保てなくなります。

2016年民主党の緒方林太郎衆議院議員が当時の岩城法務大臣に「日本の最高裁判所判断と世銀の仲裁委員会の判断が食い違った場合、どちらが優位に立つのか」を質問しました。

その時の法務大臣の答弁は「答えられない」と述べています。さらに国際条約に詳しいスイスのサーニャさんにお聞きしたところ、国内においては最高裁判所の判決がある以上、申立人は日本での強制執行はできないが、これまでの例からすれば米国政府が日本国に賠償金を求めてくるので（外交保護権）事実上ISD条項による仲裁の採決は効力が生じるので、仲裁協定の判断が日本の最高裁判所の判決より優位になることがわかりました。

私はこのままTPPが批准されたら独立国である日本の司法主権が侵害されると考えTPP協定が締結される前に、TPP差止めの裁判を提起できないかと考えました。

ISD条項に詳しい岩月浩二弁護士を名古屋に訪ねて行き、田井勝弁護士たちと相談、こうして皆さんと一緒に2015年に東京地裁にTPP交渉差止・違憲訴訟の申し立てをしました。

残念ながら第一審では敗訴しましたが、すぐに東京高裁に控訴したのです。

そのころTPP協定は既に批准され、日本では2017年種子法が廃止されました。種子法が廃止されたのはTPP協定によるものであると主張したところ、控訴審でも請求は棄却されましたが、判決理由の中で「種子法廃止はTPP協定によるものであることは否定できない」と書かれてありました。

3. 種子法廃止違憲確認を提起するに至ったいきさつ

私が農水大臣時代には種子種苗について一度も話題になったこともありませんでした。2017年2月、日本農業新聞に種子法廃止法案について閣議決定されたとの小さな記事が目につきました。当初は何のことかわからなかったのですが、ネットで条文を調べると大変なことがわかりました。

早速仲間に声をかけて種子法に詳しい京都大学の久野秀二教授を国会の議員会館に講師として招いて勉強会を開いたのです。驚いたのは、私はこれまで何度も院内集会を開きましたが、多くの人が続々と集まって、さしもの参議院議員会館講堂もずらりと立見席ができるほどでした。

久野教授の話も素晴らしいもので、了解を得てホームページにあげると多くの人にアクセスしていただいたのです。

種子を支配するものは世界を支配すると言われてきた時代です。

種子法が廃止されると私達の主食であるコメ、麦、大豆の種子も、これまでの公共の種子から野菜の種子のようにモンサント等のグローバル企業の種子に代わり、これまで当たり前のように食べてきた伝統的な在来種を品種改良してきた安全で美味しいコメ等が食べられなくなるのではないか。

私はすぐに茨城県の城里町に種子栽培農家、種子の育種新品種の開発を続けてきた県の農業試験場を何度も訪ねては現場の状況をお聞きしたのです。

県の農業試験場でその地域に沿った優良な品種を開発するには10年の年月がかかること。県の農業試験場で用意した原種から種子を栽培するには真夏の暑さの中11回にわたって純粋な品種をに揃えるために、開花時期、背丈が違う等の異株を取り除くところなどを見せていただきました。私の著書「タネはどうなる」に詳しく書かれています。

私はTPP交渉差止・違憲訴訟の弁護団の先生方に相談、これまでのTPP差止違憲訴訟原告の皆さん、さらに種子に関心のある方、他にも多くの方々に呼びかけて2019年5月種子法廃止等違憲確認訴訟を提起したのです。

4. 政府は農業競争力強化支援法制定 種苗法の改定を国会に提出

(1) ところが自公政権は種子法廃止法案を強行採決するだけにとどまらず、時期を同じくして農業競争力強化支援法に種子の育種知見（知的財産権）を忍び込ませて成立させたのです。同法の8条4項には

「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。」

となっています。

同法では、国及び各都道府県は民間から提供を求められたら優良な育種知見を民間に提供することとなったのです。

私は2022年に農水省に国の農研機構及び各都道府県から優良な育種知見が民間に提供された数を問い合わせたところ、2020年までの調査では国の育種知見が1980件、都道府県の育種知見が420件提供されていることの回答が書面でありました。

私はさらに情報公開法に基づいてどの品種がどこにいくらか提供されたかを求めたところ、提供の相手が民間なので同意がない限り明らかにできないとの回答でした。

ところが福岡県のタネを守る会から情報公開条例に基づいて県に同様の申請をしたところ、なんと福岡県の開発したイチゴの品種あまおうが民間に提供されていたのです。提供の相手先は名前は黒塗りですが、その下に株式会社と書かれてあります。

(2) そして2020年自家採種禁止の種苗法の改定が自民党公明党の多数で強行採決されたのです。この種苗法改定の時に政府はシャインマスカット、あまおうなどの日本の優良な育種知見が中国や韓国などで勝手に利用されて一部は日本に逆輸入されています。日本の優良な育種知見を守るために種子・種苗を国が管理しなければならないとして自家採種禁止の改定案を成立させたのです。

これから農家は登録品種を自家採種したら10年以下の懲役、1000万円以下の罰金しかも共謀罪の対象として処せられるのです。

同法改定前の農水省の調査では、日本の農家の52.2%が登録品種を栽培していることが国会審議の際に明らかになりました。またこのように登録品種の自家採種を禁止している国は日本とイスラエルだけであることも国会答弁で明らかになりました。

同法が2021年4月に施行されたので、自家採種を続けるには農家は許諾手続き、許諾料の支払いをしなければならなくなりました。農家の殆どが自分の作付けしている農産物が登録品種なのかどうか、またそのような手続きをしなければならぬことを知らないのが現状です。

政府も激変緩和措置として果実の種苗を除いては猶予してきましたが、着々と種苗法違反の取り締まりを本格的に始める準備を整えてきました。監視、取り締まりのために育成者権管理機関（法人）を公の費用（税金）で設置することを決定、2022年に育成者権管理機関支援事業実施協議会を設置しました。

すでに一部で取り締まりが始まりましたが、いよいよこれから本格的な監視取り締まりが一般の農家にも及ぶこととなります。

種子法を廃止して公共の種子をなくして、日本のこれまでの優良な育種知見（知的財産権）を民間企業に提供させる。その品種を親として民間企業が新しい品種を開発する。育成者権の登録費用だけでも現状4000万円もかかってしまいます。さらに伝統的な在来種を固定させる開発費も含めるとかなりの費用がかかるので、企業でないと投資できないのです。農水省は最近それらの費用をJATAFF（農林水産・食品産業技術振興協会）を通じて国の助成金を使えるようにしました。

育成者権を巡る裁判はモンサント社の現地調査委員（モンサントポリス）を雇用しての裁判は有名ですが、日本でも既に育成者権利をめぐる裁判はなされています。

私には種子法廃止はそれ自体にとどまらず、こうして日本政府は種子化学企業のビジネスのために農業者と農村社会、それに消費者の食の安全を脅かそうとしているとしか思えません。

第2 種子法廃止等に対する私達の取り組み

1. 日本の種子（たね）を守る会を設立

このような大事なことが日本では全く報道されません。

私は2017年種子法廃止に関心を持った多くの市民、各県から指定を受けた種子栽培農家を組合委員としている農協の組合長さんたち、生協の皆さんに呼びかけて日本の種子（たね）を守る会を立ち上げました。

現在では会長はJA常陸の組合長秋山豊さんが、事務局長は杉山敦子さん、団体会員は生協等の団体会員で76、個人会員373名となって機関誌も定期的に発行しています。全国各地を回ってまずは「タネの危機」を訴えることから始めました。多い時に1年に200回もの集会を開いたのです。

2. 全国35の道県で種子条例を制定する

そして地方各都道府県から種子法に代わる種子条例を制定する運動を地道に続けました。

種子法は廃止されたものの、都道府県がこれまでのように農業試験場で品種の育成開発、原種の生産を続け、種子栽培農家、圃場などを指定して厳しい審査のもと

に、優良な種子を農家に安く提供できるような、種子法同様の条例制定を目指したのです。

各地にもタネを守る会が次々とできてきて、2018年には新潟県、兵庫県等で種子条例が制定されたのです。最近福岡県でも種子条例が成立、現在では35の道県で制定されるに至りました。まだ準備中の県もあります。それぞれに内容にも開きがあり、制定の手続きにも違いはありますが、今回の裁判に合わせて現在の35の条例を整理しました。(甲88号証)

種子条例制定状況都道府県MAP (2024年4月1日)

2017年4月(種子法廃止施行)当時の3県から35県に



日本の種子(たね)を守る会事務局(杉山)作成

第3 みつひかり不正事件の発覚

1. 種子法廃止の錦の御旗みつひかり

農水省は種子法廃止の際に全国8か所で説明会を開きましたがその時にチラシ(甲24号証)で既に全国38道県で作付けされ超多収米である三井化学のみつひかりをこれからは作付けしなさいと推奨して回りました。他にも住友化学、日本モ

ンサント系列の稲の品種があるのに、みつひかりだけを何故推奨したのか、先日国会でも質疑されました。農水大臣は民間品種の代表的なものであったからと説明しています。

説明会場では10aあたり11俵（1俵＝60kg）は収穫できると言われたそうですが、普通でしたらよくて9俵収穫できるほどですから、説明を聞いた農家はそれだけの収穫があるならと一時はみつひかりは全国で1700ha作られました。しかし私がみつひかりの生産者7か所を回ってお話を聞いた範囲では、栽培には化学肥料を3割ほど多肥させるので1、2年は収量がいいようですが、土壌が化学肥料で疲弊していくのか年々収量は減っていく状況にありました。

2. 突然の供給停止

三井化学は2023年2月、突然みつひかりの種子の提供を止めたのです。代掻きを終えて種を植えるばかりに準備していた全国38道県の1400haの農家に、事前の何も連絡もないままに種子の提供を受けられなくなったのです。

農家はパニックに陥りました。これだけの大事件をテレビ新聞は一切報道しません。私は栃木県の日本稲作研究所の稲葉さんから関東農政局の通知を添付して連絡がありました。（甲57号証）

私も驚いて事実を調べようといろいろ当たりましたが詳細がつかめません。そのころ私は脊柱管狭窄症、ヘルニアを患って寝込んでしまいましたが、偶然中日新聞の下記記事を見つけたのです。

中日新聞

みつひかり 作れない

「今年は出荷せず」種生産元通告



岐阜が一大産地 稲作農家困惑

岐阜などでも栽培される米品種「みつひかり」が作れるかもしねない。種を生産する産地内で唯一販売する「三井化学アグロ」が二十一日、県内の種子販売業者らに年明けに備えて「みつひかり」の種子の供給を停止する旨の通知を出した。関係農家からは「種が作れない」と悲憤が交る。

三井化学アグロの農家は、ゆるぎのない産地となっており、みつひかりは販売する。種子の供給は他の品種などスーパーに並び、販売する。関係農家は、みつひかりの種子の供給を停止する旨の通知を出した。関係農家からは「種が作れない」と悲憤が交る。

岐阜県養老町で農業生産法人を営む田中良明さんは「みつひかり」の種子を供給する。関係農家は、みつひかりの種子の供給を停止する旨の通知を出した。関係農家からは「種が作れない」と悲憤が交る。

関係農家は、みつひかりの種子の供給を停止する旨の通知を出した。関係農家からは「種が作れない」と悲憤が交る。

記事の田中良明さん、種苗販売店の今津清治さんを探し当てて、岐阜県の養老町まで車椅子で訪ねてお話を聞くことができました。

今津さんの話の要旨は次の通りです。

今津さんは種苗販売店を親の代から引き継いで、先代からみつひかりの品種を扱ってきた。みつひかりは晩性の品種で11月になっても収穫できるので一部農家には重宝されたので販売を続けてきたところ、昨年大変なことになってしまった。

農家から早く籾を届けてくれと催促されて、三井化学に連絡しても種子が届かないので事務所まで訪ねた。担当者から「今年は天候不順で交配が不良であったため提供できないが来年の分は大丈夫です」と説明を受けた。このままでは農家に説明できないので書面を欲しいと頼んだら、「そうならば公になって社会問題になってしまう。私の判断ではなく三井化学本社の決定でマスコミには公表しないことになっている」と説明を受けた。

今津さんとしては得意先を一軒ずつ回って説明する余裕もなかったので中日新聞の記者に連絡して記事にしてもらった。それを持ってお詫びに回ったとのことでした。

今津さんは、みつひかりの品種について話が及ぶと驚いたことに「発芽率90%以上と記載されてはいましたが、ロットによっては全く発芽しなかったものもあり、平均して70%ぐらいだった」と。種子は発芽率が重要で、種苗法でも発芽率の記載が法律上義務付けられています。

一方コメの専業農家の田中さんは種子が入手できないことを聞き、すぐに農協に発注していた化学肥料の取り消しを申し入れたが、いまさらキャンセルできないと断られた。（一般に民間の稲の品種は種子を購入するには指定された化学肥料と農薬がセットになって販売されています）田中さんはやむを得ず、岐阜養鶏さんと相談して飼料用米として購入して貰うことができ、最悪の事態は避けられた、とのことでした。

田中さんのように突然みつひかりの種子の提供が止まって、全国の栽培農家はそれぞれに大変な状況に陥ったのです。

3. 9月になって岩月弁護士と一緒に岐阜を再訪問

みつひかりは出穂の時を迎えていました。写真を見ていただくと明らかですが、上段と下段の両方に穂が出ています。みつひかりは腰の高いコシヒカリと、腰の低い日本晴れを親種子として交配させた一代限りのF1の雑種になります。収穫したみつひかりを種子として翌年播種しても、F1ですからろくなものは生育せず、みつひかりの場合は農家は毎年種子を購入しなければならないのです。



技術不良のためにうまく交配できずに両方品種がバラバラに穂を出したところで、これでは収穫したとしても雑品種となってかなり安い価格でないと購入してもらえないので農家は赤字になります。

当初三井化学が説明した天候不良などではなく、原因はみつひかりの種子の育種技術が全く未熟だったのです。後日三井化学は報告書でもそれだけの専門家、人材がいなかったことを認めています。

4. 農水省も三井化学に報告書を求める

私がこのことをFBのブログに載せると3日間で72万人がアクセスしました。かなり国民の間では関心があったのです。農水省の大臣記者会見の場でもこのことが記者から質問されたと聞いています。農水省もようやく三井化学に報告書を求めることになりました。

後日出された三井化学の「報告書」によれば驚くべきことが書かれてありました。(報告書甲61、64号)

種子法廃止が閣議決定されたのは2017年ですが、三井化学は2016年からみつひかりに異品種を多い年には30%も混ぜて販売していたのです。しかも産地も偽装した上に発芽率90%以上と表示して販売しながら実際には「未達」だったと記載されています。

三井化学はみつひかりは欠陥品種でありながら、農家に虚偽の事実を述べてその旨信用させて販売を続けていたことになります。

三井化学も報告書で種苗法に違反していた事実を自ら認めています

農水省は前年2016年からみつひかりの種子が欠陥品であったことはDNAを調べれば容易にわかったはずですが、それなのに民間にはこのような優良な種子があるとみつひかりを推奨して全国を回ったことには何らかの責任があるはずですが。

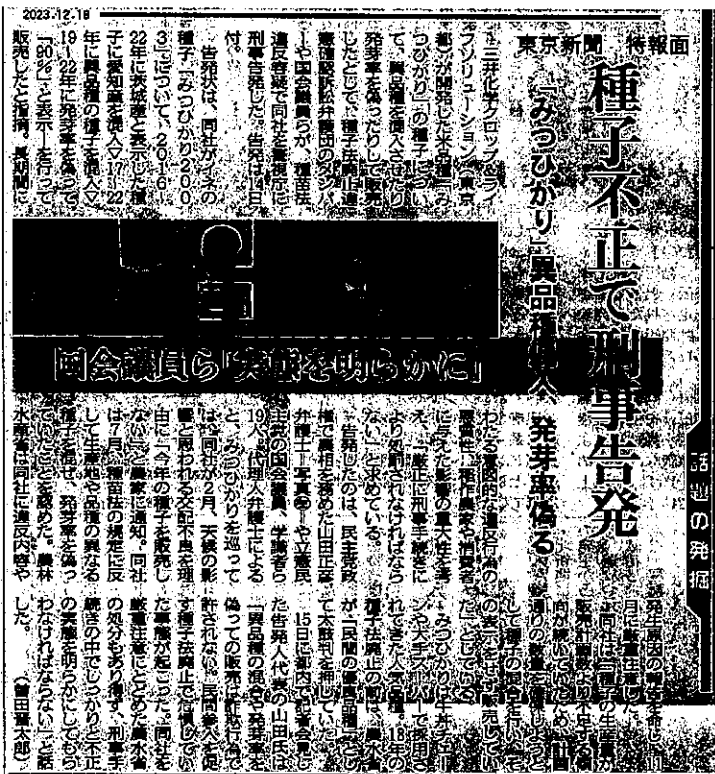
ところが農水省はみつひかり不正事件を国会で質疑されても1400haの農家を調べようとも対応策をとることもなく三井化学を不処分にする決定したのです。

5. 私達は三井化学を刑事告発する

私は政府の対応をこの裁判の弁護団に報告、三井化学の不正事件を私たちで刑事告発できないか相談して刑事告発書を作成しました。さらに、告発人として国会議員、著名人にも加わっていただくことになりました。

2023年12月14日、川田龍平参議院議員以下国会議員11名及び著名人鈴木宣弘東大教授以下著名人8名で刑事告発いたしました。私達は同日農水省の記者クラブで記者会見を開きました。

記者会見には憲法学者の小林節慶応大学名誉教授も参加していただきましたが、小林教授が、「これはまさに三井化学と国とが共謀した農家への詐欺事件ではないか」とまで発言して注目を集めました。



さすがに三井化学はみつひかりの種子事業から2026年以降撤退する旨を表明しました。

第4 本件裁判における私の主張

種子法廃止の真の目的は公共の種子の排除である。
国は種子法廃止の目的について、これまでは次のように主張していました。

「総合的なTPP関連政策大綱に基づく『生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し』及び『生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立』に向けた施策の具体化の方向」を示し、「戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため、地方

公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する。」と。

現在米国、カナダも、オーストラリアも、主要農産物である小麦の種子は公共の種子で賄われています。国が裁判で主張しているように、単に民間の種子の参入を容易にするためだけであれば、わざわざ種子法を廃止しなくても既に県によってはみつひかりを県の推奨種子に指定していたのですから、法の改正、もしくは新たな立法で解決できたはずです。

真意は公共の種子の排除にあったと考えることは他にも根拠があります。

一つは、2017年1月に締結したTPP協定の内容を子細に検討すればわかります。

TPP協定は、関税の問題にとどまらず、非関税障壁として各国の規制や制度の改変を迫る内容が多く含まれています。

種子法廃止との関係では、TPP協定第11章「越境サービス」、第15章「公共調達」、第17章「国有企業」、第18章「知的財産権」の各章が関わっています。これらの章は、総じて、政府、自治体のこれまでの公共サービス、それに伴う規制を撤廃して、グローバル企業のビジネスのため公共サービスを市場に開放するため、全てが外国資本の参入を容易にする内容となっています。

TPPによって現在政府は私たちが当たり前享受してきた水や医療福祉等の公共サービス、たとえば水道事業や国民健康保険などの制度も民営化して、多国籍企業のビジネスのツールにしているのです。

TPP協定による自由貿易を強引に進めてきた当時の米国の立場、実際には政府を動かしている多国籍企業からすれば、国が予算措置をして各都道府県に優良な種子の生産を義務づけて農家に安価に提供してきた制度は、まさに非関税障壁そのものなのです。

私には、ゆくゆくはグローバルな巨大種子化学企業が日本の食糧、主要農作物を支配することが視野に入れられていると思います。

もう一つは、種子法廃止の意思決定過程もTPP協定によるものであることが伺えます。本来、農水省としては農政の基本に関わる種子法の廃止については、食料・農業・農村政策審議会によって必ず審議されることが前提とされています。今回は審議会にかけられることもなく、規制改革会議の提言がそのまま閣議決定にかけられ政府提案の法律になったのです。

当時審議会の審議委員でもあった東京大学の鈴木宣弘教授も、「当時の審議会の雰囲気からすれば種子法廃止法案は否決されたであろう」と語っています。審議会を経なかった意思決定プロセスについては国会でも問題があるとして質疑されています。どうしてこのような異例の手続きがなされたかについては、TPP協定に関する日米二国間の並行協議で合意された交換公文「規制改革会議は外国投資家の意見を聞き規制改革会議に付託し、日本国政府は、規制改革会議の提言に従って必要な措置をとる」（概要）と記載されています。

（「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」の「投資・企業等の合併及び買収」第3項参照）

それに加えて、当時の農水省の意向が、「次官通知」（奥原正明農林水産事務次官2017年11月15日）でも、種子法廃止の意図が公共の種子を廃止して民間の種子に委ねることだと明らかにされています。

「都道府県に一律の制度を義務付けていた種子法及び関連通知は廃止するものの、都道府県が、これまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務のすべてを、直ちに取りやめることを求めているわけではない。民間事業者による稲、麦類、大豆等への種子参入が進むまでの間」とされています。

この文面では、「直ちに取りやめることを求めていることではない」と言っていることは、いずれ止めなさい、三井化学のみつひかりなど民間の種子を多くの農家が作り始めるまでの間だけです」と解釈するのが自然だと思います。これが農水省が種子法を廃止する真意なのです。

都道府県において公共の種子は3年がかりで生産されていますが、それにかかわる予算の配分権は国にあります。

この裁判においても栃木県の農業試験場の副場長で種子の育成、研究開発を担当してきた山口正篤さんのこの裁判での証言でも明らかですが、私が回ったところでも、地方の農業試験場では人員が徐々に減らされて担当者、専門家がいなくなり、新しい品種の研究開発まで手が回らないと悲鳴を上げているのが現状です。

これでは温暖化現象で米の高温障害が激しくなりましたが、それに対応する新しい育種の研究開発もままならないのが現状なのです。

国は地方への農業試験場への予算が種子法廃止後どうなっているか私達の求めにも開示しません。山形県の種子栽培農家原告の菊地さんは、山形県の種子条例が「財政措置を講ずること」となっているのもまだ恵まれています。

私には地方の種子栽培農家はこのままでは公共種子を栽培続けることは厳しいと思わざるを得ません。

国はこうも述べています。

「しかしながら種子生産者の技術的水準の向上等による種子の品質の安定化や水稲の生産量の拡大等により米の供給不足が完全に解消されるなど、種子法制定当初における国家的要請への対応が完了する中」と。

種子法廃止の目的として国が述べているように、米の供給不足は完全に解消されたのでしょうか。

以下3点から反論します。

① 日本の現状では米の需給が逆転している



現在スーパー、コンビニ、米屋さんまで米が消えてしまいました。これは東京だけの現象ではありません。

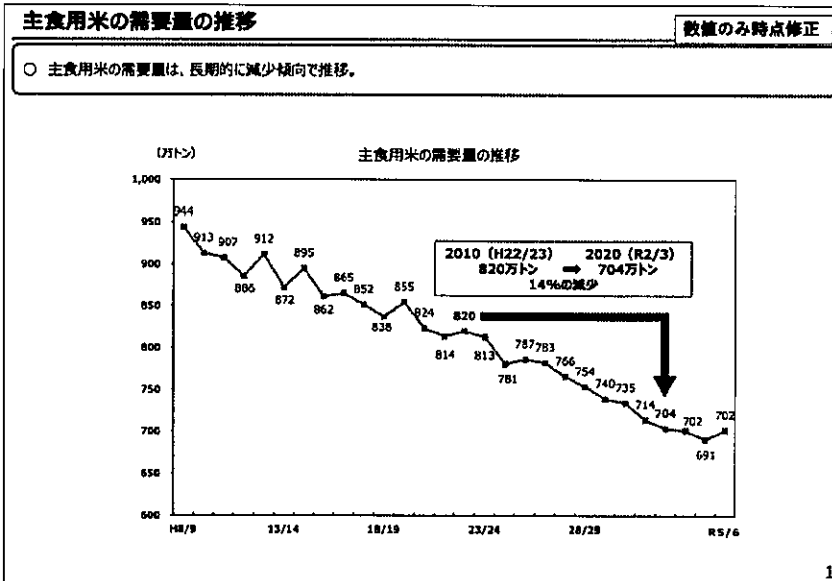
全国の食糧販売店では同様なことが生じています。瀬戸内の因島（人口2.7万の島）でも2軒あるスーパーから消えて24時間営業のお店では夜中に新しい米がわずかに入るのを待つ行列ができています。

現在政府には備蓄米だけで100万トンの在庫がありますが、国は「米需給に過不足はない」として全く放出する気はありません。

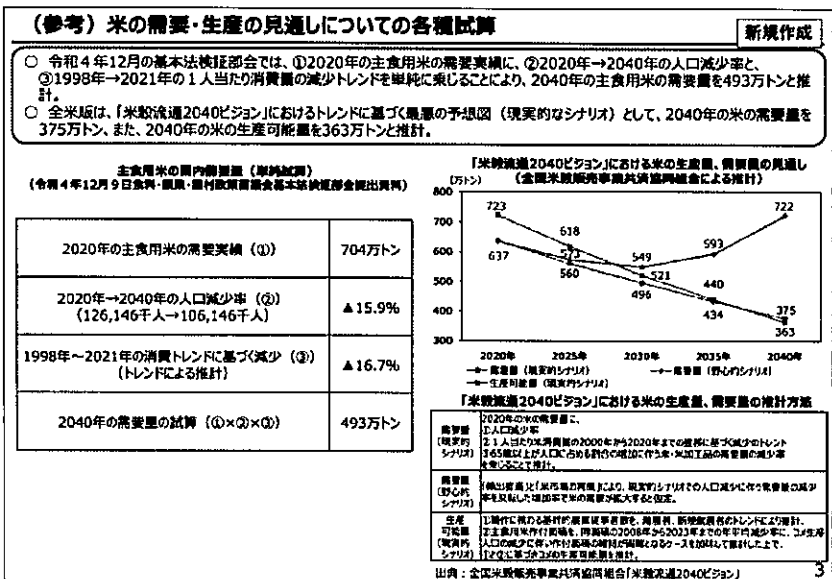
なぜこのようなことになったのか。実は昨年2022年度から米の消費が伸びたのに米の生産が落ち込んで、現在日本の米の需給が逆転していたのです。

農水省のホームページには次のように記載されています。

農水省の主食用米の需要量の推移によれば年々下がり続けてきた米の需要が2022年に691万トンまで落ちて、昨年2023年には703万トンまで伸びていたとあります。今年もそうです。



さらに米の需要・生産の見通しについての各種試算が掲載されています。それによれば、需要量は2040年まで722万トンまで年々増えて行く一方、生産可能量は年々落ち込んで同年には363万トンまで落ち込んでしまうとの推計です。ということは、このままでいけば日本では2040年には359万トンもの米不足に陥ることになります。



② 日本は既に世界の状況からして食糧危機に陥っている
 それに異常気象も深刻化してきています。このところの線状降水帯によるゲリラ豪雨によって農産物の生育供給量に大きく影響を与えています。さらに温暖化の影響は深刻で、高温障害で平年作であっても食用米（一等米）の割合は減り続けています。

さらにロシアとウクライナ戦争、イスラエルとイランの戦争勃発の恐れなど不穏な状況が深刻になっています。

世界の穀物の輸出国19カ国が輸出を禁止、制限しています。そのよう中で中国が世界の穀物を爆買いして既に1年半分の穀物の備蓄を終えたと伝えられています。さらに世界最大の米の輸出国インドは最近、米の輸出を禁止しました。

ところが日本の米の備蓄は1か月半分しかありません。

このような状況に陥ったのは政府、農政の失敗によるものです。

これまでは、日本は米の消費が年々下がり続けて生産量を減らさなければならぬとして、1970年ごろから減反減反と称して農家に米を作らせないことに税金をつぎ込んで、半ば強制的な政策を今日まで続けてきたのです。

一方で国は米が余っているのにも関わらず、米国などからの毎年77万トンの米をミニマムアクセス米として買わされてきたのです。

アクセス米はこれまで政府は法律上の義務だとして国内価格が60kg1万円を割り込んでいるときにも2万4000円で購入してきましたが、放出するときには安くしか市場で販売できないので、累積分の赤字として750億円を計上しています。政府も昨年の国会審議の時から、ようやくアクセス米は輸入の義務ではなく機会に過ぎないことを認めましたが、食料危機の時には米国などアクセス米の輸出国は日本に輸出する義務は全くありません。このことはTPP協定でも確認されています。

かつて日本は1200万トンの米を生産した時代もありましたが、今では耕作放棄地が増えているとはいえ、まだ1100万トンは生産できる水田と人的能力は残されています。

ことに水田は連作障害のない世界でも最も優良な農地で、しかも線状降水帯などのゲリラ豪雨の時も貯水して防災ダムの役割を果たしています。

メタンガスを出す等の理由で政府は昨年750億円の水田を壊すことに予算をつけて優良な農地を次々につぶしています。

このような事実、いきさつからすれば、本件裁判で国が主張している「種子法廃止の目的で述べる米の供給不足は完全に解消された」と、誰が考えても言える状況ではありません。仮に種子法が廃止されて、政府の意図通りに三井化学のみつひかりの種子を日本の米農家のほとんどが作付けしていたとしたら、今頃どうなっていたか考えるだけにそら恐ろしいことです。

③ すでに中食、業務用の種子も公共の種子で賄われていた

国は「公共の種子では需要が伸びている中食、業務用の種子の供給がほとんど行われていない。それで民間に多様な種子を開発して貰う」のだとも主張しています。

しかし私が調べた限りでは、次のように業務用、中食用に適した公共の種子がいくつも国の農研機構と各都道府県の試験場で開発され、農家に安く提供されて生産されていました。今回のスーパーから米が消えたことも、業務用、中食のコメの不足は一度も報道されなかったことからしても明らかです。

【都道府県の農業試験場で開発された業務用・中食用の多収米品種】

品種	産地	育成年	米の農産物検査数 単位：トン			品種登録年	奨励品種採用年
			H26(2014)年産	R4(2022)年産	R5(2023)年産		
そらゆき	北海道	2006		3,159	3,036	2016	
そらきらり	北海道	2023		-	-	2023*出願	
めんこいな	秋田	1988	38,632	22,210	20,295	2001	1999
ゆきん子舞	新潟	1989	17,218	22,981	22,517	2008	2015
みのりの郷	三重	2005		703	545	2022	2019
爽りつくし	福岡	2006		1,486	1280	2017	2015

農水省「米穀の農産物検査結果等」より

第5 最後に私は本件裁判で次のように主張します

私達、農産物の消費者、生産農家、すべての国民は日本国憲法により基本的人権が保障されています。

私は憲法25条の生存権に基づく最低限度の生活を営むこと、国に対して安全な食料を持続的に安定して提供を受ける権利がある、食料への権利があることを深く信じています。

そのために明治以来今日まで多くの法曹の先人たちが闘ってきた歴史があります。このことは憲法に明文として記載されていなくても、法律に具体的な権利と記載されてなくても、私達人に与えられた天賦の権利です。

私は今回の種子法廃止は私達を飢えに陥れかねない天賦の権利を侵害するもので絶対に認めてはならないと確信しています。